

特 アジア法交流館落成記念式典・シンポジウム

アジア法教育・研究の新たなベースキャンプの構築



名古屋大学 法政国際教育協力研究 センター長 小畑 郁

名古屋大学大学院法学研究科・CALEのこれまでの アジア法整備支援事業の実績が評価され、文部科学 省の助成により、延べ面積5,497㎡、5階建ての「ア ジア法交流館」が竣工しました。これを記念して、 2016年3月11日(金)に「アジア法交流館」落成記 念式典、12日(土)に国際シンポジウムを開催いたし ました。

アジア法交流館は、アジア法の交流空間としての「ア ゴラ」(ギリシア時代のポリス市民の広場の意)をコン セプトとし、アジアの法と政治に関する情報を備えた アジア法資料室、国際シンポジウムを開催するアジア コミュニティフォーラム、講義室・研究室等を備える ほか、随所にアジアや世界を常に身近に感じられる空 間、学生がアジアを学びたいと自発的に思える空間、 外国人研究者が過ごしやすい環境が整備されました。 企画の段階からご尽力いただいた施設・環境計画推進 室、脇坂研究室、高取研究室の皆様には、改めて心よ り感謝申し上げます。

すでに1月より、CALEは、その事務所をアジア法 交流館1階に移し、活動を始めております。CALEは、 アジア法資料室や院生・教員研究室などと一体化する



落成記念式典テープカット



ことにより、アジアにおける法学・政治学の教育・研 究の単なる仲介者ではなく、その主体ないし組織者、 より正確には生きているネットワークの要として、一 層発展する物質的基盤を与えられたということになり ます。

落成記念式典は、アジアにおけるこのような法学 研究科・CALEの活動が、世界のカウンターパートと 連携し、またオール・ジャパンの事業として展開して いるということを、ヴィヴィッドに示し、私たちを大 いに励ますと同時に、今後の活動への期待の大きさを ずっしりと実感させるものでした。

式典では、前川喜平・文部科学審議官をはじめと して、外務省、法務省、JICA、JETRO等、合わせて 200名以上(うち海外から40名以上)の方々にご参 加いただき、AKP.モクタン・ASEAN本部事務次長に 「ASEAN 2025」に関する記念講演を賜りました。ひ き続き、茶室「白蓮庵」にて茶会を、「コミュニケー ションガーデン」にて植樹式をとり行いました。当日 は、愛知県立芸術大学の御協力により、松村公嗣学長 が絵画、柴崎幸次教授が和紙の作品で華を添えて下さ り、常滑焼作家の皆様からは、茶道具を寄贈していた だいたことも、記しておきます。大村秀章・愛知県知

事にも駆けつけていただいた夜のレセプションパー ティーでは、澤田酒造のご協力により、樽酒の鏡開 きで落成を盛大に祝いました。

国際シンポジウム「アジアー日本『法協力』の 新時代―教育と研究の交錯と発展―」については、 稲葉教授、宮島講師の記事をご参照ください。

式典・記念シンポジウムで受けました叱咤激励に こたえて、今後、アジア法交流館が、日本とアジア、 さらに広く世界から訪れる留学生・研究者の楽しく も厳しい切磋琢磨の場として、また研究成果の発信 の場として、「アゴラ」のコンセプトにふさわしい拠 点となるよう、努めてまいります。

'ジア法交流館落成記念式典・シンポジウム'

アジア法交流館 - 建物・庭園の紹介・



名古屋大学 施設・環境計画推進室 准教授

脇坂 圭一

施設・環境計画推進室+脇坂研究室+高取研究室とし て、アジア法交流館の企画・設計・施工・運用の各段階 において、発注者・利用者の目標を達成するために、基本 計画・設計およびコミッショニング(性能検証)の立場で 関与してきました。利用者から示された「アゴラ」を鍵語 として、アジア諸国の法研究・教育を推進する交流の拠点 を目指した本建物の特徴を述べます。

■ 配置計画

敷地の高低差を活用し、北側に主出入口、構内道路レ ベルより高い南側の2階レベルに副出入口を設け、立体的 な動線計画としました。多くの来訪者がキャンパス北東側 からアプローチすることから、ホールのボリュームを突出 させ、2階レベルに浮遊させた上、本体のコンクリート打 放し+塗装に対して、軽快な印象を与える金属板によりア イストップとなります。逆に、1階のアジア法資料室をセッ トバックさせ、来訪者を迎え入れる軒下の交流空間としま した。

■ 平面計画

内部の広場であり、交流の中心となるCALEアゴラを 1階中央に設けました。列柱により挟まれた古代の AGORA を想起させる構成として、2層吹抜けによる開放 的な街路状空間としました。CALEアゴラの上部はトップ ライトを穿った吹抜として、さらに上部の3層以上は光庭 を設け、ダブルコリドー (複廊下) による明るく開放的な 移動空間としました。

■ 断面計画

1・2階の低層部には公開性の高い機能を、3階以上の 高層部には静寂性を要する教育・研究機能を配置しました。

■諸室計画

寄付により名古屋大学で初めての茶室 「白蓮庵」を設け、 各国の来訪者に対して日本の伝統文化である茶を体験す る空間としました。

各階の識別、色彩自体の意味と部屋の機能の関係づけ、 伝統文化の紹介を意図して、日本の伝統色を用いたアクセ



名古屋大学 環境学研究科 助教 高取 千佳

ントカラーを導入しました。

日本の職人が持つ手業の技術を来訪者に紹介するため、 公共性の高い部屋に、鍛造による金属(真鍮、鉄)の素 材感を活かした手摺を用いました。

来訪者間の交流のきっかけとして、アジア各国を代表す る建造物より衝突防止フィルムをデザインしました(牧野 礼氏協力)。

記憶の継承として、かつて敷地にあった日本庭園の石を 活用して、頂部をカットしたベンチを北側の軒下空間に置 きました。

■設備計画

ZEB(ゼロエネルギービル)を目指して、屋上と南側壁 面に太陽光発電設備を設置し、基準建物と比較したエネ ルギー消費量として、施工完了時で60%超を削減し、ま た1階にはエネルギー管理モニターを設けました。

照明は、昼白色・温白色・電球色の色温度に変更可能 な器具とし、場面に応じた雰囲気を演出できます。

(脇坂圭一:施設・環境計画推進室)

■ コミュニケーションガーデン

日本とアジア、さらに広く世界から訪れる留学生・研究 者の憩いの庭園として、岐阜県の篤志家より寄贈されたも のです。計画地は、大規模な緑地が連続する丘陵地に位 置し、まずヒマラヤスギ、ケヤキ、クスノキ、シラカシといっ た既存の高木を保存しました。さらにその前面に、寄贈さ れた中木や株立ちの植栽を設け、明るいコミュニケーショ ンスペースとしました。アイストップとなる部分には、春 にはボタンやサクラ、秋には紅葉するイロハモミジやハナ ミズキ等、四季折々の樹木や潅木を配し、季節感を演出し ています。夜間にはこうした樹木が照明でライトアップさ れます。マウンドを設けることで奥行き感を出し、散策路 は土と石灰を混合したカルサンドで舗装し、庭園内の土留 めやエントランスの一部に岐阜石を用いました。また、既 存石を活用したベンチや燈籠を配置し、場所の記憶と交流 空間としての演出を図っています。

(高取千佳:環境学研究科)

2015年度「法整備支援の研究」全体会議



名古屋大学 法政国際教育協力研究 稲葉 一将

■ 全体会議の概要

2016年3月12日、「アジアー日本『法協力』の新時 代――教育と研究の交錯と発展 | と題して今年度の 全体会議が開催された。午前は、第1セッション「日 本法教育研究センターにおける法学と日本語教育学の 多元複層的なアーティキュレーション が、午後には、 第2セッション「アジア市場経済移行諸国における行 政法の法典化と行政法整備支援 および第3セッショ ン「ASEAN経済共同体の構築と法整備支援の課題」 が行われた。

第1セッションでは、本学国際言語センターの衣川 隆生教授が司会を行い、法学研究科から、宮島良子 特任講師「CJLにおける日本語教育・法学教育の特徴」、 安田理恵特任助教「法概念をあらわすコトバの同一化 とその意味の差異性」、篠田陽一郎特任講師(当時) 「CJLにおける現状認識と取組み」が、学外からは大阪 大学国際教育交流センターの村岡貴子教授「アカデ ミック・ライティングの視点から見た大学における専 門日本語教育 |、名古屋経済大学経営学部の金村久美

准教授「CJL草創期の課題」が報告された。第2 セッションでは、龍谷大学法科大学院の本多滝夫 教授が司会を行い、中国政法大学の応松年教授 の記念講演ののち、法学研究科の市橋克哉教授 「アジア市場経済移行諸国における行政法分野の 法典化と法協力の課題」、モンゴル控訴行政裁判 所のTsogt Tsend裁判官「モンゴルにおける一般 行政法の制定と行政法の進化」、世界経済外交大 学公法研究センターのIgor Tsay副所長「ウズベ キスタンにおける行政手続法起草の試み」が報 告された。第3セッションでは、CALEのKuong Teilee准教授が司会を行い、CALEの小畑郁セン

ター長による趣旨説明ののち、法学研究科の水島朋則 教授「ASEAN経済共同体の性格」、オーストラリア国 立大学のRobert Ian McEwin 客員研究員「東南アジ アにおける競争法の検討し、日本貿易振興機構の池部 亮課長「ASEAN経済共同体と域内日本企業のビジネ ス環境」が報告された。

■ 今後の展開

第1および第2のセッションでは、1990年代に着手 されていた法整備支援事業の蓄積が学問的観点から 再検討された。第3セッションでは、今後、法整備支 援の新たな動力となることが予想されるASEAN経済 共同体構築の問題点が検討された。個々の検討素材 は違っていたが会議全体は、「アジア」において言語 または法が占める空間の拡大現象とその意義を、異な る専門分野の観点から認識し、論じたものであった。 これをごく概括的に述べるとすれば、言語や法の象徴 的秩序の内側においてそれ以前から存在していたもの が強いられる消滅は、しかし、次の階梯における反復 の原動力を生むような欠如でもある、ということであ ろうか。

ところで、ほぼ満席であった会場での議論を聞いて 得た印象では、国内外の参加者の多くは、法整備支援 における従来の人材育成機能のみならず、むしろより 一層の研究成果を期待しているように思われる。研究 機能強化のための条件整備も、より一層望まれる。



会場の様子

日本語による日本法教育一教育と研究の交錯



名古屋大学 大学院法学研究科 特任講師 宮島 良子

2016年3月12日、名古屋大学アジア法交流館におい て国際シンポジウム「アジアー日本『法協力』の新時代 ――教育と研究の交錯と発展―― | が開催され、その うち、第1セッションでは、「日本法教育研究センターに おける法学と日本語教育学の多元複層的なアーティキュ レーション」と題して、日本法教育研究センター(以下、 CJL)の教育について、これまで各講師陣の暗黙知に留 まっていたものを顕在的共有知にするために言語化を試 み、法学と日本語教育学の双方の観点から議論した。

■ 日本語による日本法教育セッションの趣旨・概要

まず、冒頭で司会の衣川隆生氏(名古屋大学国際 言語センター教授・日本語教育学会常任理事)より、 第1セッションの概要が説明された。次に、現在CJL の統括を担当しており、2008年から3年間CJLカン ボジアの立ち上げ、日本語教育を担当していた宮島良 子(名古屋大学大学院法学研究科特任講師)が、「CJL における日本語教育・法学教育の特徴」として、アジ アの市場経済への体制移行国等においてCJLが行っ ている日本語による日本法教育がいかにして現在の形 に辿り着いたのかについて体系的、理論的に振り返 り、さらに今後よりよい方向へと進めていきたいとい うセッション企画の目的・趣旨について説明した。そ の中で、CJLの教育は内容言語統合型学習(Content and Language Integrated Learning) として説明 が可能であることを指摘した。

それから、安田理恵氏(名古屋大学大学院法学研 究科特任助教)より法学の視点から、「法概念をあら わすコトバの同一化と、その意味の差異性」に関して 法学を語る上で用語とそこに含まれる概念の重要性が 述べられた。日本語教育学の立場からは村岡貴子氏(大 阪大学教授・専門日本語教育学会代表幹事) より、「ア カデミック・ライティングの視点から見た大学におけ る専門日本語教育」と題して大学における専門日本語 教育についての紹介がなされた。

その上で、CJLベトナムの立ち上げおよび日本語教 育を約2年間、名古屋でCJL統括を5年間担当した金 村久美氏(名古屋経済大学准教授)よりCJLの草創期 にいかに悪戦苦闘しながら現在のCJLの教育の基礎を 築いてきたのかについて振り返りが行われ、教育ポリ シーの重要性が指摘された。加えて、CJLカンボジア の篠田陽一郎氏(弁護士・名古屋大学大学院法学研究 科特任講師(当時))よりCJLで法学教育を担ってい る立場からCJLの現状と高次の認知思考能力を高める ために実施している、模擬裁判の取組が報告された。

■ 議論の紹介

司会による発表のまとめをもとにパネルセッション が行われた。会場からは、言語化はできなくとも伝達 可能な暗黙知についての指摘がなされ、その場合に求 められる、知的情熱の必要性が説かれた。

また、現在、多くの大学で学生のニーズに合わせて 教育を行う傾向があるが、本来は、教育者の理念や志 向を示し、それを求めて学生が集うのが教育であると いう考えが示されるなど活発な議論が行われた。

■ 今後の展開

本セッションは法学と日本語教育学がアーティキュ レートする第一歩となったと言える。今後のCJLの教 育・研究活動が発展してゆくことを国内外に期待させ るものとなった。



アジアサテライトキャンパス学院の新たな展開 ―フィリピンサテライトキャンパスの事例-



名古屋大学 アジアサテライト キャンパス 学院長 磯田 文雄

名古屋大学は、2014年8月、アジアサテライトキャ ンパス学院を開設、アジアの公務員を対象に、職を継 続しながら名古屋大学の博士課程に学ぶことのできる 事業を開始した。テレビ会議及びインターネット並び に教員の現地派遣及びスクーリングを駆使することに より可能となった事業である。同年10月に学生7人を 受け入れ、2016年4月1日には、6カ国にキャンパス を設置、5研究科の参加により16名の学生が本プログ ラムで学ぶこととなっている。開設から1年8カ月が 経過しているが、既に各国のサテライトキャンパスで は、新たな動きが生まれつつある。本稿では、そのよ うな動きの一つ、フィリピンキャンパスの動向を紹介 することとしたい。

2015年12月2日、フィリピン大学機構ロスバニョ ス校において、松尾名古屋大学総長とパスカル・フィ リピン大学機構長がMOUを締結、フィリピンアジア サテライトキャンパスがスタートした。また、2016年 3月8日には、上記両氏に加え、石川和秀在フィリピ ン日本国大使のご臨席を得て、開校式及び記念シンポ ジウムが開催された。

MOU調印式及び開校式自体は他のサテライトキャン パスと同様の出来事であるが、そこにはこれまでのサテ ライトキャンパスを超える大きな飛躍が生まれている。

■ アセアン共同体とともに

第一に、フィリピン大学機構ロスバニョス校には、 国際稲研究所及び東南アジア教育大臣機構農業高等 教育研究地域センターが位置し、国際的な研究環境と 東南アジア諸国の人材養成という二つの特色を見てと ることができる。これまでのサテライトキャンパスで は、名古屋大学と当該国との二国間に係る教育活動が 中心であったが、ロスバニョス校では、国際的な共同 研究及びアセアン共同体の人材養成という二つの機能 が新たに加わったのである。特に、2015年末のアセ アン共同体の発足とともにアセアン共同体内の大学間 の連携協力が急速に進むことを考えると、国際的な共 同研究が展開されること、及び、アセアン共同体全体 の牛命農学分野の人材養成に参画することは、極めて 意義深い国際貢献といえる。

■ 迅速・システマチックな成立過程

第二に、フィリピンサテライトキャンパスの成立過 程が、これまでとは異なる過程を経ていることであ る。フィリピンサテライトキャンパスの設立は、2014 年12月20日の名古屋大学全学同窓会フィリピン支部 設立総会にさかのぼる。名古屋大学の当初計画では、 フィリピンにはサテライトキャンパス設置の予定はな かったが、同窓会の中でその必要性が提起された。そ れを受け、ロスバニョス校カマチョ大学院研究科長と セディコール・サテライトキャンパス特任教授のコン ビが、1年間で成し遂げた快挙である。

また、過去のサテライトキャンパス設立においては、 当該国の教育大臣の強い指導力や名古屋大学卒業生 の政治力が大きな力となった。しかしながら、カマチョ 先生及びセディコール先生は、ボトム・アップ方式で 関係者の理解と協力を得るという、正攻法で本事業を スタートさせた。お二人の活躍により、本事業につい て多くの研究者の理解を得られたことを誇らしく思う。

他のキャンパスにおける新たな動きの紹介について は、次の機会を待ちたい。



アジアサテライトキャンパス学院フィリピンサテライトキャン パス開校式・記念シンポジウム(フィリピン、2016年3月)

日本法教育研究センター(ウズベキスタン)設立10周年記念シンポジウムの開催



名古屋大学 日本法教育研究セン ター(ウズベキスタン) 非常勤講師 弁護士 ドジュマノフ・アスカル

2015年10月25日、タシケント国立法科大学におい て、ウズベキスタン日本法教育研究センター(以下、 日本法センター) 10 周年を記念するシンポジウムが行 われた。このシンポジウムは、法科大学のエセムラット・ カニャゾフ学長をはじめ、ウズベキスタンともかかわ りの深い市橋克哉名古屋大学理事・副総長も参加して 行われた。このシンポジウムの目的は、日本法センター の活動の成果と、今後のより良い法学教育・法整備支 援の在り方を考えるものであった。シンポジウムでは、 タシケント国立法科大学のカマロフ副学長、市橋克哉 理事がそれぞれ「タシケント法科大学における教育制 度の変更 |、「ウズベキスタンにおける法整備支援 | と いう題で、法学教育・法整備支援に関する報告を行っ た。それを受け、日本法センター修了生である、ウミ リディノフ・アリシェル名古屋大学大学院法学研究科 特任助教、ネマトフ・ジュラベック大統領アカデミー 准教授、そして、私ドジュマノフ・アスカルの三人が、「日 本法教育研究センターの意義」という題で発表を行っ た。シンポジウムは、テレビ会議を通じて名古屋大学 との中継も行い、日本へ留学しているウズベキスタン 人の学生等も参加することができた。

このシンポジウムは、日本法センターの開設10周 年を記念するものであり、当該プロジェクトを支えて きた両大学の先生をはじめ、日本法センターから育っ た人材が報告・発表をする場になったことに大変意義 があったと感じている。

以下では、私の報告の概要を紹介したい。

■日本法センターでの教育について

私は現在、Council法律事務所に所属する弁護士 であり、また、タシケント国立法科大学で商事訴訟法 の講師をしている。私は2010年に日本法教育研究セ ンターを修了し、その年の10月、名古屋大学大学院 法学研究科修士課程へ留学をした。

現在と同様に、私が日本法センターで勉強していた 時代(2006-2010年)にも、プロの先生たちが日本 法と日本語を教えていた。ただし、それにも関わらず、 留学の最初の半年、日本語が難しく、すぐに難しい内 容の授業(民法、日本政治の転換点などの授業)を十 分に理解できなかった。そのような難しい授業を理解 できるように、留学が決まった時から、その学生に対 してより専門的な学習を行えるような日本語のレベル アップを図る必要があると思う。

■日本法センターの未来

私は当時、日本法センターの目的は留学の準備だと 思っていた。実際に、留学をしてみると、日本法セン ターのミッションは、アジア法研究のコーディネイト と、自国の法律を自らつくり、運営できる人材の育成 をすることであると知った。

現在、日本法センターは日本法について基本的な情 報を教えている。4年間という時間は、法律を勉強す るのにとても短いものだと思う。深く勉強するのに、 留学以外、方法がない。

一方、日本法センターのすべての修了生が日本へ留 学するわけではない。留学できなかった修了生は事実 上、日本法センターから得た知識を十分に利用してい ない。ウズベキスタンにいても日本法センターから得 た知識を活用できるよう、日本法センターは、研究活 動に力を入れなければならないと思う。日本法センター とタシケント国立法科大学の教員で研究会をつくり、 意見の交換を行うことを提案したい。

■ 日本法センターと日本へ留学して学んだこと

日本法センターのおかげで、私は名古屋大学へ留学 することができた。留学中には、日本法を勉強するだ けではなく、アジアの様々な国の友達ができ、国際的 なコネクションを作ることができた。そのコネクショ ンのおかげで、1年間、ベトナムのホーチミン市法科 大学と日本の法律事務所で働くという貴重な経験が得 られた。また、日本法センターで学び、日本へ留学を したことで、キャリアのことを決めることができた。

今後、ウズベキスタン日本法センターを修了した学 生達が、社会に出て、両国のより良い関係を築くため 活躍していくことを願っている。

イランに対する法整備支援一JICA国別研修



JICA 国際協力専門員 弁護士 磯井 美葉

■ イラン国別研修

独立行政法人国際協力機構(JICA)では、イラン に対して、2004年から、国別研修というスキームを 実施しています。年1回、それぞれのテーマで、裁判 官を中心に司法府(Judiciary)の方々10名程度をお 招きし、今年度はフェーズ3の3回目で、通算11回目 となります。

研修全体を名古屋大学に受託して頂いており、毎回、 名古屋と東京を中心にプログラムを組んで頂いていま す。これまでのテーマは、調停、訴訟遅延防止、行政 手続、法曹養成、刑事司法など多岐にわたります。毎 回新しいテーマでの準備は大変なことも多いですし、 来日されるイランの方々はレベルも高く、鋭い質問を 多く受けますが、研修は高い評価を頂いています。最 近は国際情勢も変わりつつあり、今後さらに交流が深 まることが予想されますので、これまでの細く長い協 力で築かれた信頼関係が生きるといいなと思います。

■ 今年度の研修―倒産制度

今年度のテーマである倒産制度に関しては、2012年 に名古屋大学の先生方とJICAの担当者で、この研修 の継続検討の協議のためテヘランに行った際、現地セ ミナーを開催していました。また、今年度、あらため てテレビ会議でイラン司法府の方々と意見交換し、事 前にできるだけ問題意識を把握するよう努めました。

研修内容は、日本の倒産制度をなるべく全体的に見 て頂けるようにしつつ、特に、日本の破産手続におけ る否認権の制度や、民事再生を中心とする再建型の手 続は、イランと異なる点も多いため、よく理解して頂 けるよう、名古屋大学の先生方に講義して頂きました。 また、イランにも、事業の破綻をなるべく防止し、生 産設備や雇用を守りたい、という意向がありましたの で、再建型手続のほか、裁判所を介さず、債権者と債 務者の合意によって債務整理・事業再建をするスキー ムなどもご紹介しました。研修参加者の関心も高かっ たようで、「今後、イランの既存の調停手続を活用し

つつ、迅速な再建処理が考えられるのではないか」と いったコメントも出ました。

日本の倒産制度は、世界銀行のDoing Businessラ ンキングで2位と評価されています。それは、90年代 から2000年代にかけて、民事再生法の施行ほか、一 連の改革を行った結果だと思いますが、そのような歴 史的経緯についてのお話を聞いて頂けたのもよかった と思います。

研修を通じて、私も、日本の倒産制度についてあら ためて気づかされたことがありました。たとえば、日 本の倒産制度は、他国と比較しても債務者にかなり寛 容であることです。倒産は、金銭支払いという義務の 履行が全体的に不可能となってしまう事態であり、そ れをどのように扱うかには、各国の社会状況や政策、 人々の意識が大いに反映され、いろいろな違いがあっ て当然だと思います。もちろん、社会の変化、グロー バル化の中で、手続の円滑化、迅速化、早期再建といっ たニーズがあり、日本も大きく改革してきたわけです が、やはり基本は、人々が使いやすく納得のいく制度 設計であり、各国の社会・文化との調和は大切だと思 います。

■ 今後の予定

今年でフェーズ3が終了しますが、イラン側からは 引き続き研修実施の要望が出ており、前向きに検討中 です。

なお、1つ気になっているのは、これまで100名以 上の研修員の中に、ひとりも女性がいないことです。 他方、2012年のテヘラン出張では、新任弁護士の宣 誓式で大勢の女性弁護士にもお会いできました。イラ ンの宗教や政策上、簡単でないかもしれませんが、日 本は、押し付けず一緒に悩むスタイルの支援ですので、 いつか女性の来日も実現したらいいなと思います。



講義を聞くイランからの参加者

Campus ASEAN 学生フォーラム開催報告



名古屋大学 法学部4年 坂本 あずさ

■ 学生フォーラム概要

2016年3月11日、名古屋大学国際棟CALEフォー ラムにおいて、Campus ASEAN学生フォーラムが開 催されました。同フォーラムには、ハノイ法科大学の レ・ティエン・チャウ学長およびファン・ティ・ラン・ フォン講師、ホーチミン市法科大学のマイ・ホン・ク イ学長およびフイン・ティ・トゥ・チャン国際課長、 カンボジア王立法経大学のルイ・チャンナー学長、そ してガジャマダ大学のムハンマド・ハウィン法学部長 にご出席いただき、Campus ASEANの各提携校から 出席者がそろう形となりました。名古屋大学大学院法 学研究科長の神保文夫教授、CALEからは小畑郁セン ター長、定形衛教授、そして稲葉一将教授が参加して くださいました。

■ 発表および座談会

フォーラムは、小畑先生の開会の言葉に始ま り、稲葉先生によるプログラム趣旨説明が続きまし た。Campus ASEANは2012年度にスタートした "ASEAN地域発展のための次世代国際協力リーダー養 成プログラム"であり、2~3週間現地の司法機関や大 学を訪れる短期派遣は4期生まで、6か月の留学をす る長期派遣は3期生まで輩出しています。今回のフォー ラムには、長期派遣の1期生と3期生が参加しました。 まず、ASEAN諸国の学生が日本での留学成果につい て発表しました。今年度はインドネシア、カンボジア からの学生が既に帰国していたため、ハノイ法科大学 の学部生1人とホーチミン市法科大学の大学院生2人 による発表となりました。日本語習得の困難、多くの 友人との出会い、法文化の相違、インターネットを用 いた教授方法など、それぞれが印象的だった経験を具 体的に発表しました。

次に、名古屋大学からASEANへ留学した4人の学

生が発表し、グローバル"リーダー"をいかに考えるか、 インターンシップで得たもの、学んできた現地の法制 度の面白さなどについて発表しました。王立法経大学 へ留学した学生は未だカンボジアに滞在中のため、ビ デオによる発表を行いました。

さらに、フォーラムの2週間後には長期派遣1期生 が名古屋大学を卒業することから、今年度は長期派遣 1期生による座談会を開きました。座談会では、留学 生活がキャリア形成に及ぼした影響や、今後のより良 い日ASEAN関係のために将来何ができるかについて 語り合い、先生方にプログラムの成果を感じていただ けたと思います。

各大学の先生方は、私たち学生の成長を祝うととも に、今後、日ASEAN関係はますます重要になるとい う話をしてくださり、学生一同、留学・卒業の次のステッ プへと気持ちを新たにしました。

最後に神保先生の閉会挨拶があり、学生フォーラム は無事に終了となりました。また、フォーラム後には 定形先生が、留学を終えるASEANの学生たちに修了 証を授与されました。

■ 1期生としてCampus ASEANを振り返って

私がCampu ASEANの短期派遣に参加したのが ちょうど3年前です。今そのころを振り返ると、先生 やCALEの方々に「もっと自分で動かないと」と言わ れることが多かったように思います。しかし、このプ ログラムとともに3年間を過ごし、最近は自分の頭で 物を考え、機会を作り、行動に移すことが少しずつ増 えてきたと感じています。時にはっぱをかけ、時に助 言をし、時に温かく支えてくださった先生方、CALE の皆様には感謝しきれません。これからはCampus ASEANで学んだ知識・経験を礎として、法分野で日 ASEANの懸け橋になれるよう、春からのロースクー ルでの勉強に励みたいと思います。



長期派遣1期生による座談会の様子

シリーズ アジア法・法整備支援研究の最前線

法整備支援がもたらしたもの



国連アジア極東犯罪 防止研修所長 **山下 輝年**

■官民の協働

「今は昔」と、法整備支援を語れる時期が来るだろうか。但し、その意味は少なくとも二つある。

一つは法整備支援が終焉を迎えた時を指す。終わり方は、対象国が発展し自力で法整備可能となった場合と、援助側の都合で途絶えた場合があろう。他は、法整備支援が発展し変容を遂げて懐古できる時を意味する。2016年3月時点では後者の意味で、かつ、部分的には「今は昔」と言える状況がある。この点につき、政府開発援助(ODA)、その他国家予算で行う法整備支援の経験から記しておく。

法整備支援は1990年代初頭、その用語なき時代に民間主導で始まった。それは森嶌昭夫氏のベトナム民法への助言であり、日弁連のカンボジア司法支援であって、これに引き続く対ベトナム・カンボジア民法・民事訴訟法の支援である。1996年末からJICA枠組みとなり、弁護士1名(JICA長期専門家)が初めてベトナム司法省に派遣された。故にJICAはこれを法整備支援元年として20周年と呼ぶ。2000年1月の法整備支援連絡会(法務省主催)が開かれ、ここに法整備支援の用語が登場した。2000年4月以降に弁護士・検事・判事(補)出身者が派遣され、2001年に法総研に国際協力部(ICD)ができ、翌年に名古屋大学のCALEが発足した。2006年からJICAに弁護士の常勤が実現して現在に至る。

■ 様変わり

法整備支援は日本の法分野とそれに携わる研究者・ 実務家に大きな変化をもたらす力を有するし、事実、 相応の影響を与えてきた。

かつて途上国の法研究と言えば、中韓を除き、数少

ない地域研究者により地道に行われていた。政治体制と憲法や人権に関するものが多く、開始当初の法情報は皆無に等しかった。一方、法分野には、各実定法・司法制度・法制史・国際法・比較法・法社会学・経済法など種々あるが、どの分野でも関心は西洋先進国であり、それは今も同じだ。しかし法整備支援の登場により状況は変わった。勿論、僅かな変化であるが。2003年11月にはアジア法学会が設立され、若手研究者の発表の場となっている。しかし影響大なるは、法整備支援に関わった民法・民訴法の研究者で、法律雑誌に頻繁に登場し大学でも学会でも主導的立場にある方々の存在である。先達が体験談を述べ、任意履修の講座もでき、法整備支援に関心を持つ学生・院生も増加した。十数年前には考えられなかった事態である。

実務家側も同様である。ICDや長期専門家の数は飛躍的に増えたほか、法整備支援の認知が進み、修習生や若手実務家が関心を持ち、検事や判事補の異動希望先ともなっている。2010年から大手法律事務所が東南アジアに弁護士を常駐させ始め、今やその数は相当数に上る。それが顧客対応だとしても、必然的に途上国の法情報が伝えられる。経済事情の変化ゆえであろうが、法整備支援により馴染みが出来ていたことも影響している。なお、日本法英訳の実現(法務省HP)も、法整備支援関係者が必要性を強調し、名古屋大学大学院情報科学研究科および法情報研究センターが尽力した産物である。

驚くべきは民法学者の内田貴著『民法改正:契約のルールが百年ぶりに変わる』(ちくま新書)でカンボジア民法起草支援に言及された点である。民法改正は法務省所管だからと思う向きもあろうが、そうでないことは当時ICD部長の私が良く知っている。2011年10月発行であるから、民法改正の議論が思うように進まぬ状況であったろう。仮に猫の手でも借りたかったにしても、日本の民法改正の説明や説得に法整備支援が引用されたことは、それまでの十数年の実績が評価されたと感じた。私は常々、法整備支援は「相手と自分の為になる。相手国と日本の為になる」と言ってきたが(拙稿「法整備支援がもたらすもの」法律時報82

巻1号)、目に見える恰好の例となった。

■徐々に変化

さて、法整備支援は市場経済化や民商事法の支援 であると言われ、人権分野の支援がないと言われる。 しかし民法(財産法)は自由・独立・平等が前提であ るが故に戦後も改正されなかった。民法支援を通して 民主化が促進される関係にある。また、JICAの支援 対象機関として検察も入るし、刑事法も除外されてい ない。例えば2009年以降のネパール支援では、刑事 司法制度比較研究や裁判所能力強化プロジェクトとし て射程内である。ベトナム検察院に対しても然りであ り、ラオス支援では刑事訴訟法研究者も日本側部会の メンバーである。ネパール支援は王政崩壊後の支援で あり、いずれ視野に入る平和構築支援に繋がると言え よう。健全な刑事司法は社会の安全装置として不可欠 で、これなしには法の支配や法の下の平等の実現はな く、社会の発展はない。要は法の支配の確立を目指し た活動なのである。しかし未だ平和構築支援としての 法整備支援としての実感はない(拙稿・法律のひろば 2012年9月号)。

一方、ミャンマーの民主化・経済改革に応じて 2012年頃から法整備支援が動き出し、翌年から JICA 枠組みの支援となった。プロジェクト目標は、法・司 法機関等が時代に適合する法整備・運用するための組 織的・人的能力の向上である。また、インドネシア支 援は知的財産権の分野で先行する経済分野の支援が あり、そこに法整備支援関係者も派遣された。人材育 成・能力向上の目標は全ての法整備支援でも見られる から珍しくないが、法の支配・民主化・持続的経済成 長が語られる上、近時は「投資環境の整備」として語 られる。国内向け説明責任の観点から予算を獲得し易 いからであろう。「国益」なる用語も、明言を避けてい た時期と異なり、躊躇なく使われている。開発法学の 世界にpath dependence なる表現がある。過去を 引きずりつつ徐々に且つ独特な変化を遂げるという意 味である。ODAによる法整備支援もその例外ではな いが、投資環境の整備が日本法の輸出として語られる

と、日本の法整備支援と受入国にとって不幸な結果となろう。2000年前後に存在した批判、即ち日本のアジア諸国に対する帝国主義的進出のお先棒を担ぐものとか、現地の社会や文化への眼差しを欠いた法と開発研究は援助ビジネスたらざるを得ない下僕であるという見解を思い起こすべきだ。

■ 変わらぬ目標

法律家にとって同じことを繰り返して次第に内容を深めるというのは或る意味で当然だが、開発関係者にとってはプロジェクト目標があるためか、同じ繰返しは不効率・失敗と受け取るようだ。法整備支援に携わる法律家は、その狭間で現地に寄り添いつつ工夫して実践する必要がある。

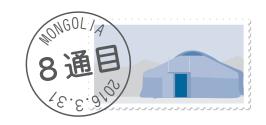
対象国が自立した後、援助なしでも彼らが日本と、 日本法と、そして日本の法律家と、交流・協力を続け 相互に発展する日が来た暁にこそ、「今は昔」と語り たい。



山下 輝年(やました てるとし)

国連アジア極東犯罪防止研修所長。1984年検事任官後、水戸地検次席検事、東京高検総務部長、法務総合研究所国際協力部長、釧路地検検事正、和歌山地検検事正などを歴任し、2014年10月より現職。

New モンゴル便り



モンゴルの学生たち

私は法学研究科の特任講師として2015年7月に採用され、モンゴル国立大学(MUIS)内の日本法教育研究センター(CJLM)の日本法教育担当教員として翌8月に長期滞在を開始し、今日に至ります。季節がもっとも美しい頃の草原の国に来たことは、ほぼ無感動な日常を送るようになっていた私にとって、良いことでした。

赴任直後は、まずは環境を整えるということで、住居の整備から携帯電話の購入まで、職務以前に生活のために必要な様々な手配や手続などを進めてゆきました。幸いなことに、CJLMの学生有志がそれら手配の多くを手伝ってくれました。おかげで短期間に職場環境を整えることができただけでなく、授業の外で学生たちと直に触れ合う時間を持てたことはありがたいことでした。

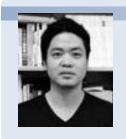
MUISはモンゴルのいわゆるトップユニバーシティであり、その法学部の定員は1学年150名、そのうちCJLMへの所属を希望する学生に、1年生の時点での入学を案内します。これには希望者は多く、20名の定員をめぐって選抜試験を実施しています。後に学生たちに直接聞いてみたところ、CJLMでの授業やアサインメントの負担は、法学部の通常の授業だけを受講している場合と比べると、感覚的には二倍の負荷があるとのことでした。

彼らと私の出会いは、要するに異文化接触ですから、彼ら彼女らが私に奇異な部分を見出したであろうのと同様に、私の側からも、少なからず発見がありました。学生たちはまず、素朴で素直でした。挨拶を始めとする礼儀作法は日本人が逆に忘れてしまっている部分まで徹底しており、それでいて無理もなく、自然体でした。彼らは常に親切で、困っている人に手を差し伸べることについては特に躊躇なく、呼吸をするのと同じように当然に行っていました。学生間での先輩後輩ということについても、本来は上下関係なくフラットな友人関係を構築する文化のようですが、やはりそこにも日本の文化に対する配慮をしてか、学生間でも先輩が後輩の面倒を見る、ということを仲良く、そして自然に行っていることが印

象的でした。

着任後間もない週末、CJLMの同僚のモンゴル人職員が、私を草原に連れ出してくれました。燃えるような緑の、その原っぱの遠い遠い向こう側には、山が見えるような、かすんでいるような。モンゴルには「地の音(байгалийн чимээ,バイャガリーン・チメー)」という言葉があるそうです。バイャガリーンとは、本来は「自然」という意味で、その音(チメー)には、風の音、草木の揺れる音、虫たちの羽音、鳥のささやきのようなものが複合していて、ちょうど日本語で言えば、感覚的には海鳴りの聞こえる丘の、そういう場所の静けさというか雰囲気を表すような、そういう音のことのようです。喧騒のウランバートルに住むモンゴルの人々の多くは、都市部の生活に疲れると無性に草原に行きたくなり、この「地の音」が聞こえるような静かなところで一日を過ごしたい、そのように考えるのだそうです。

その翌週、大学に出勤して改めて学生たちと法学教 員の立場から法学の話をしてみると、想像通り、やはり 学生たちはみな、世間的に標準を意識するならばまちが いなく優秀でした。しかしそのこと自体は彼ら彼女らの 魅力そのものではないようにも感じました。人は、その 他の生物と違って、現実と夢の二次元を行ったり来たり しながら生きているのかもしれません。厳しい現実に埋 もれて、夢の部分を忘れてしまうこともあるのでしょうし、 最初から現実だけがすべてなのかもしれません。こちら で出会った学生たちは、現実と夢を自由に行ったり来た りするような、そんな人生を歩もうとしているように感じ ました。このような大自然のなかで、生まれ、生き、死 ぬであろう彼らは、一方の夢の中では、法曹として活躍 することを志し、日本への留学を目指しています。その ために日夜努力を重ね、夢という次元から現実という次 元へと、飛び移ろうとしています。現実に軸足を置きす ぎていた私の目の前に、そのような跳躍をしようとして いる学生たちが、現れて、それでこちらを振り向いて微



大学院法学研究科 特任講師 山本 哲史

笑んでいるのかもしれません。私の方から来たのではあ るのですけれど。

1989年12月にモンゴルの民主化のために立ち上が り、後に謎の死を遂げたサンジャースリンゲン・ゾリクは、 モンゴル国立大学の講師でした。彼の死を悔やみ、人々 は中央郵便局の近くにその像を建てました。私は何を考 えるでもなくその傍らに立ってみて、像の眺める先に目 をやると、民主化という夢から現実に飛び出し、政治家 としてこれからというとき、命を失い、それで再び夢へ と消えた、その彼の舞台となったスフバータル広場と議 会が広がり、そしてそのさらにもう少し先には、彼の原 点であったモンゴル国立大学があるはずです。建物に隠 れ、実際のところ、見えはしませんが。

9月に新学期が始まると、そのようなことを感じる暇 もなく、めまぐるしく毎日が過ぎてゆきました。そしてし ばらくして、CJLMの学生たちと新入生を歓迎する日帰 りキャンプに出かけるということがありました。彼らはイ ベントを工夫して、様々にお互いを知り、触れ合う機会 を作っているのです。私は一人の学生とモンゴル相撲 (6 Q x , ブフ)をして、彼を全力で倒そうとしたのです けれど、最終的に首を掴まれて投げられました。こうし て私も地の音の一部に加わった気もしました。

学生たちには、担当講義を通じて、研究者としての 立場から、法学の習得方法について自分なりに親身に 伝えることを続けています。研究の種となる一次資料 (primary documents) とは何か。それはどこに行け ば手に入るか。それらを材料にして、誰が何を述べてい るか。二次資料として優れたものとそうでないものとの 違いは何か。しかしそうした科学的な方法を意識してい るようでいて、実はその方法への狂信は、逆に実定法主 義という宗教にはまってしまってはいないか。その研究 テーマにはどのような社会的意義があるか。あるとして、 それは誰の立場に貢献するものであるか。そうした考え に、モンゴルの歴史的事情はどのように、固有に直接に、 あるいは間接的に、関わっているか、いないのか。抽象 的に過ぎてはならないが、具体的であれば良いというも のでもない。思考と実証の関係、役割、限界。言葉は 互いに不自由であっても、学生たちと対話を続けていま す。

「不自由であっても」というのは正確ではないのかもし れません。言葉が不自由であるからこそ、より本質的な 表現や意見交換の内容を求めているように感じます。夜、 暗がりの中で人は鼻が利くようになるといいます。目が 見えなければ別の感覚を研ぎ澄ませ、補い、乗り越えよ うとする。不自由さの向こう側に本当の自由を求めてい るということが、私の感覚として、彼らが夢と現実の二 次元を行き来していると感じさせているように思います。

1月に、法学研究科への入学試験が実施され、CJLM からは5名の学生が受験し、最終的に3名が合格するこ とができました。失敗した2名もまた、夢から現実へと 飛び移ろうとしたのですが、今回はつまずいたわけです。 しかしそのことが、この先彼と彼女がどのような道を選 択するのか、私に一層注目させ、支援を続けさせていま す。夢と現実をまたごうとする人の動きは、少なくとも 私にとって魅力的なものでした。そしてそのようなことは、 ここに来るまで分からない、意外なことでもありました。 草原のはるか向こうを見ながら生きる人々とは、そのよ うなものなのかもしれない。ぼんやりと、私はそう思っ ています。



センター長便り

アジア「難民危機」への想像力 一ひとつのヨーロッパ旅行記一



名古屋大学 法政国際教育協力研究 センター長 小畑 郁

もともとの研究の対象がヨーロッパだったということから、ヨーロッパにはたびたび出向いています。しかし、物理的にヨーロッパに滞在しても、本能的にアジアや日本のことを考えてしまうのは、単なる職業病ではないと思います。

ヨーロッパの難民危機について、皆さんは、どう考えておられるでしょうか。おそらく、第2次世界大戦後の彼の地の数々の危機のなかでも、最大級の危機と評価しても間違いではないもので、排外主義的政党の台頭は止まらず、解決の展望も見えません。しかし、もし、私たちが、この危機についてよそ事と見るとすれば、それは、大変な間違いです。

というのは、東アジアも潜在的な大規模「難民」発生の要因を抱えているからです。もし、今、日本に大量のボートピープルが押し寄せたら、岸にたどり着く前に溺れてしまうことを望むか、そうでないとしても、排外主義の暴発は避けられないでしょう。おそらく日本政府は、この事態を想定しているとは思いますが、社会的には準備は全くできていません。そのときに関東大震災のときに起きたようなことが起こらないか、私は本気で心配しています。

実は、私は昨年夏、休暇中にドイツのベルリンとチェコのプラハを訪れました。途中、ユーロ・シティという特急列車の終着駅が、ブダペスト(ハンガリー)から突然ブラチスラバ(スロバキア)に変更になりました。私たちは、もっと手前で降りることになっていたので全く影響を受けませんでしたが、そのときに、ブタペストの駅の封鎖が起こっていたのです。

この危機の中で、ヨーロッパの人々は、苦悩し、激

しく議論しています。一般には、鉄条網で国境を閉鎖する映像、外国人(二重国籍者を含む)排斥の動きが盛んに報道されていますが、「閉め出せ」という論調が圧倒しているわけではなく、それに反対し抵抗して行動する人々がいます。私が視たテレビでも、難民支援の活動をしているドイツ人のおばあさんが、「彼らのことを人ごとだとは思えない、私も難民だったから」と話していました。

ドイツのメルケル首相は、「もし緊急事態に優しい 顔をしたことについて謝らなければならないとすれば、 それはもはや私の国ではありません」と言いきりまし た。周辺国や周りの政治家の無理解に、メルケル首 相の苦悩はもっと深まっているようですが、私のみる ところ、彼女の基本的立場は変わっていません。私は ベルリンという分断されていた街を観てきましたので、 東ドイツ出身の彼女の思いは痛いほど分かりました。 人間のやむにやまれない移動に対して、壁を築いて阻 止するとすれば、それがどんな悲惨な事態を生むか、 彼女は身をもって体験済みであったわけです。

ついでにいえば、この状態で壁を築くことは、壁の向こう側だけでなくこちら側にも、どんな精神的荒廃をもたらすか、私たちは、もっと考えるべきでしょう。その行為は、人間の最低限の生活の条件、「地球上のどこかに住む権利」を否認するものだからです。この世界には、安全とdecentな職が確実に保障される国はどこにもありません。そのような世界で、より安全な居住の場と職を争い奪い合うことは、たとえ当面そうせざるをえないとしても、愚かしい行動であることを自覚すべきでしょう。

アジアの人々の平和で豊かな暮らしは、私たちの平和で豊かな暮らしと切っても切り離せない、ということは、ますます真実になってきています。この危機を、他者が自分の生命を精一杯生きることへの共感のこころで乗り越えていくために、私たちは、アジアの人々との間の交流の架け橋をかけつづけていきたいと思います。

仁声/004 F/	T.4日 0010年0日)	
行事(2015年4月~2016年3月) ※抜粋		
国内開催 2015年		
5/31(日)	キックオフセミナー2015(連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2015」) 於: 梅田スカイビル22階D会議室	【参加者】48名
8/17(月)~30(日)	2015年度日本法教育研究センター夏季セミナー 於:名古屋大学・CALEフォーラム、大学院法学研究科、名古屋税関、十六銀行、名古屋地方裁判所、名古屋刑務所、 JICA 地球広場、最高裁判所、国会、TMI総合法律事務所	【参加者】 日本法教育研究センター (ウズベキスタン モンゴル、ベトナム・ハノイ、カンボジア、ベトナム ホーチミン) より25名
8/19(水)~21(金)	サマースクール「アジアの法と社会2015」(連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2015」) 於: 名古屋大学・大学院法学研究科	【参加者】1日目:58名、2日目:49名、3日目:42名
11/27(金)~ 12/11(金)	平成27年度JICA国別研修「イラン法制度整備3」 於:CALEフォーラム、愛知県弁護士会館、名古屋地方裁判所、愛知県産業労働部、経済産業省、東京地方裁判所、企 業再生・承継コンサルタント協同組合、西村あさひ法律事務所	【研修員】10名
11月28日(土)	法整備支援シンポジウム(連携企画「アジアのための国際協力in法分野2015」) 於: 慶應義塾大学三田キャンパス	【参加者】70名
2016年		
3/11(金)~12(土)	アジア法交流館落成記念式典、国際シンポジウム 2015年度名古屋大学「法整備支援の研究」全体会議 於: 名古屋大学・CALE	【招聘者】16 ヵ国より38名 【参加者】約200名
海外開催		
2015年		
10/25(金)	タシケント国立法科大学・名古屋大学日本法教育研究センター設立10周年記念ワークショップ 於: タシケント国立法科大学 (ウズベキスタン・タシケント)	【参加者】約50名
12/3(木)~4(金)	インドネシア・日本法教育研究センター主催国際シンポジウム 於: ガジャマダ大学(インドネシア・ジョグジャカルタ)	【参加者】約100名
2016年		
2/20(土)~21 (日)	第8回カンボジア比較法学会 於:パニャサストラ大学(カンボジア・プノンペン)	【参加者】約160名

CALE外国人研究員紹介



マリナ・アマラ (Marina Amara) 先生

Higher school of Economics, National Research University・専門家(ロシア)

受入期間:2016年1月6日~2016年3月30日(3ヵ月) 研究課題:日本国憲法の歴史的展開(1910-2014)

CALE人事

【退職】

特任講師 大久保晋吾(2016年1月31日付) 特任講師 篠田陽一郎(2016年3月22日付) 特任講師 土屋 千尋(2016年3月31日付) 特任助教 富岡 良子(2016年3月31日付) 研 究 員 三輪 恵(2016年3月31日付) 研 究 員 水谷 仁(2016年3月31日付) 事務補佐員 辻 華子(2016年3月31日付)



CALE事務室移転のお知らせ

2016年1月より、CALE事務室は、「アジア法交流館」 1階に移転しました。 旧事務室の隣の建物です。住所、 代表電話番号、FAX番号に変更はありません。





名古屋大学法政国際教育協力研究センター 〒 464-8601 名古屋市千種区不老町 TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902 CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます URL http://cale.law.nagoya-u.ac.jp



「リシタンの陶器」 (ウズベキスタン)

タシケントの旧市街にあるチョルスー・バザールには、ウズベキスタン各地の民芸品が売られています。なかでも目を引くのは、リシタンで作られる陶器です。ひとつひとつ職人の手で作られ色づけされる陶器は、独特な色彩と繊細なデザインで人々の目を楽しませてくれます。ウズベキスタンのバザールは、食料品はもちろん、日用品、電化製品まで何でも売られていて、活気に満ちあふれています。